

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに対する基本方針

令和 8 年 8 月 27 日理事会制定

学校法人柴田学園では、求職活動等において、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切容認しません。採用活動等に関わる教職員に対しては、セクシュアルハラスメントの防止に関する周知・啓発を行うとともに、万一そのような事案が発生した場合には、事実関係を確認のうえ、適切に対応します。

定義

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等をおこなううえで看過できない程度の支障が生じること。

異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。また、被害を受ける者の性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、「性的な言動」であれば求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当します。

「求職者等」とは

本法人への採用を希望して求職活動を行う者

採用面接等の応募者

インターンシップ等の参加者

OB・OG 訪問等で職員と接触する者

教育実習生

「求職活動等」とは

求職者が行う求職活動や求職者に類するものが行う職業の選択に資する活動を指します。なお、SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれ、教職員が通常就業している場所で行われるものに限られません。

例) 就職説明会・採用面接への参加、学園教職員への求職を意図した訪問、インターンシップへの参加、教育実習生

「性的な言動」とは

○性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと等

○性的な行動

性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為等

本学園の対応

- ・ 求職者等との接触に関しては、本学園の施設内やオンライン環境で、日時を相談のうえ適切に設定し、複数名での対応を心がける
- ・ 求職者等への連絡は、職場のメールアドレスおよび電話を使用し、ハラスメントの疑義が起こらないよう防止に努める
- ・ 万が一、疑義が生じた場合、求職者等からの相談に対応するための下記の相談窓口を設置する
- ・ 相談窓口では、相談内容についてプライバシーに十分配慮するとともに、厳正な対応に努める

相談窓口：学校法人柴田学園 ハラスメント防止等対策委員会

E-mail：anti-harassment@shibata.ac.jp